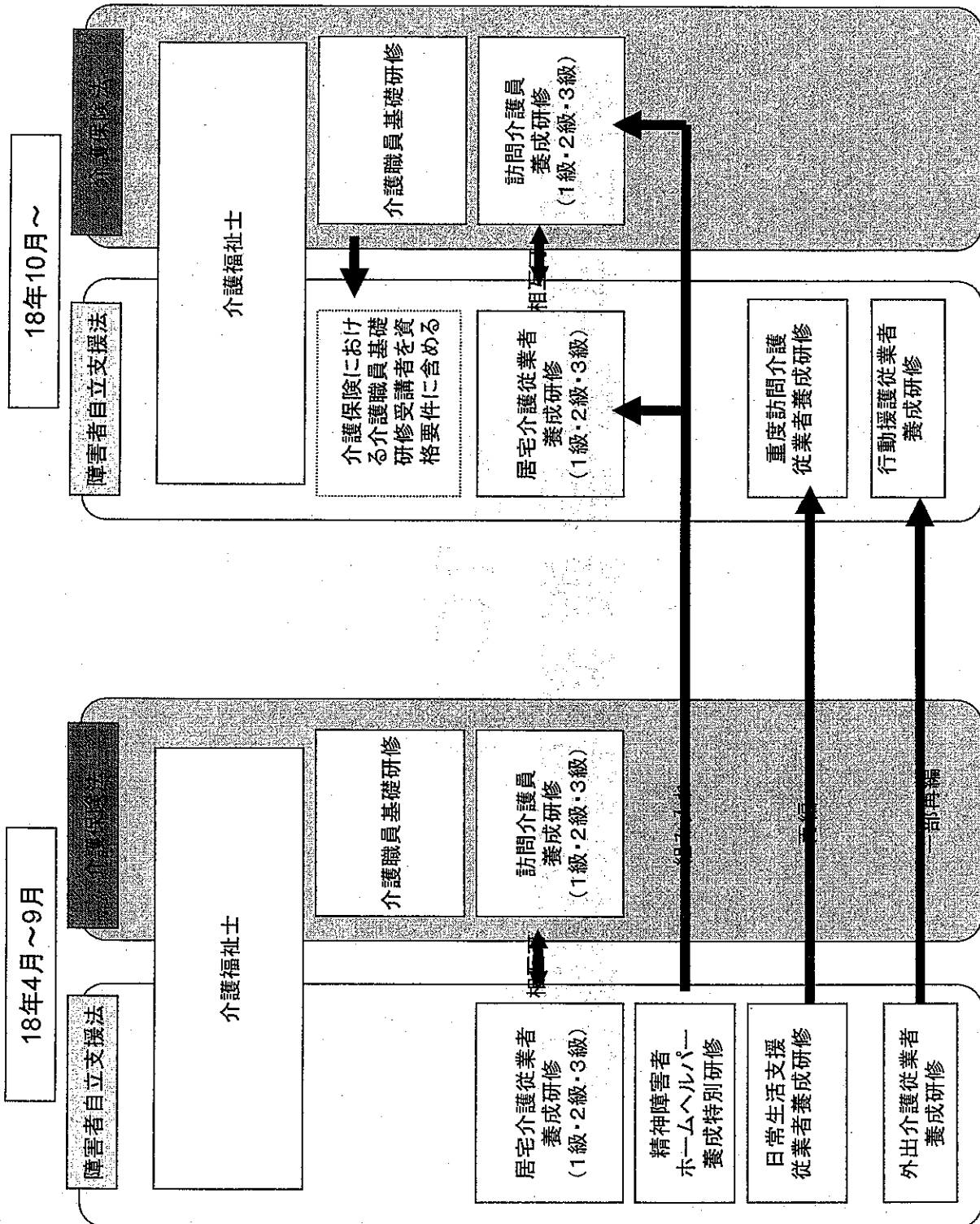


# 居宅介護従業者等養成研修 について

## 障害者自立支援法の施行に伴う現行研修の再編等

1. 訪問系サービスの見直し  
障害者自立支援法の施行に伴い、訪問系サービスに係るサービス体系等の見直しを行うこととしている。  
(見直しの内容)
  - ・ 「重度訪問介護」の新設等 (H18. 10～)
  - ・ 「外出支援」の地域生活支援事業への移行 (H18. 10～)
2. 研修課程の見直し  
このため、現行の居宅介護従業者養成研修等についても、所要の見直しを行うものである。(H18. 10～)  
(見直しの内容)
  - ・ 居宅介護従業者養成研修による精神障害者ホームヘルパー養成研修の組み入れ
  - ・ 外出介護従業者養成研修の一部を行動援護従業者養成研修に再編
  - ・ 日常生活支援従業者養成研修を重度訪問介護従業者養成研修に再編

# 障害者自立支援法における訪問系サービス関係研修の整理



# 行動援護従業者養成研修 について

# 行動援護の従業者の資格要件

## ○ 現行

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業に5年以上従事した経験を有するもの

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ニ) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者であって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した者

## ○ H18年10月以降

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)であって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者 ※1

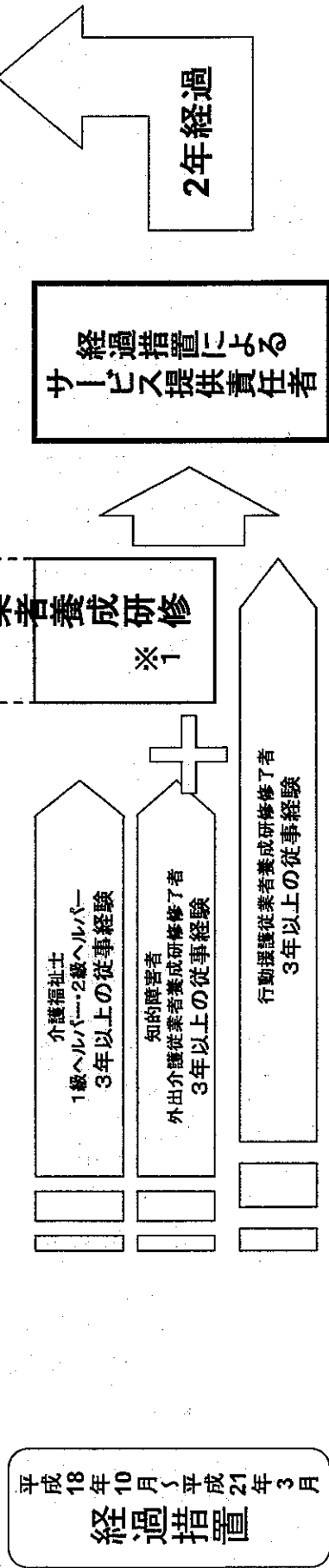
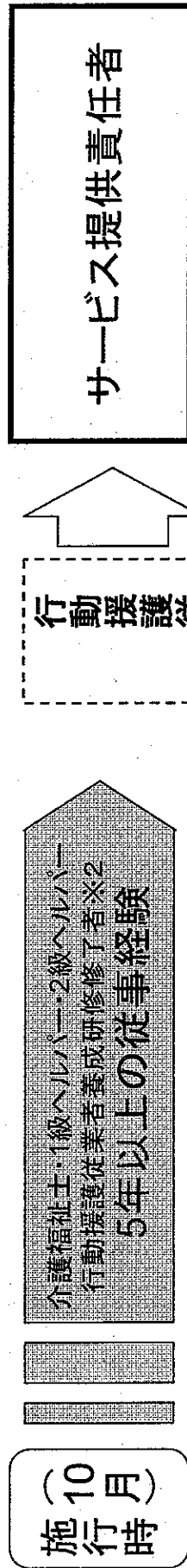
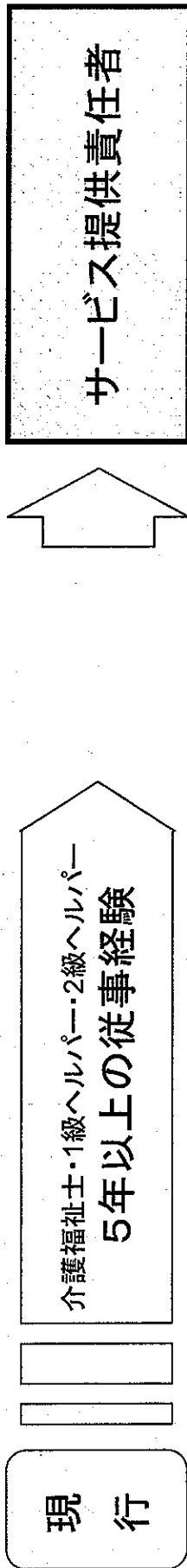
※1 従業者等の要件については、当分の間、①サービス提供責任者については「5年以上」を「3年以上」、②サービス提供職員については、「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける

※2 ※1の経過措置は行動援護従業者養成研修受講を要件とする

※3 ※1の経過措置によるサービス提供の場合は、30%の減算

※4 H18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む。

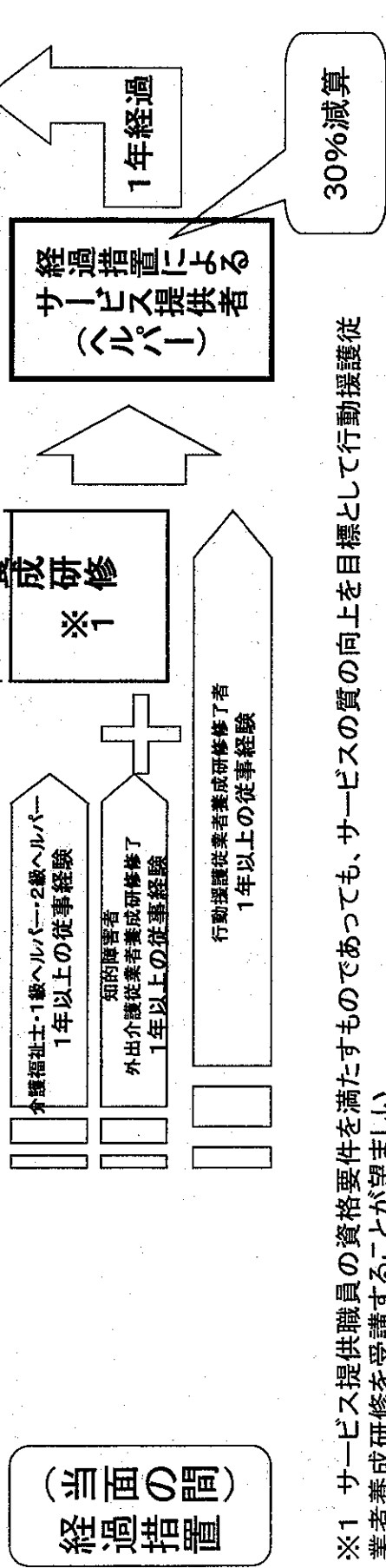
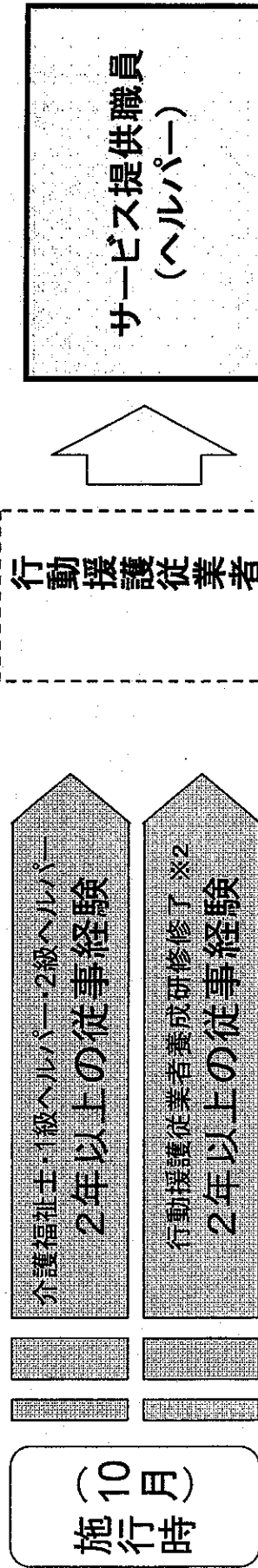
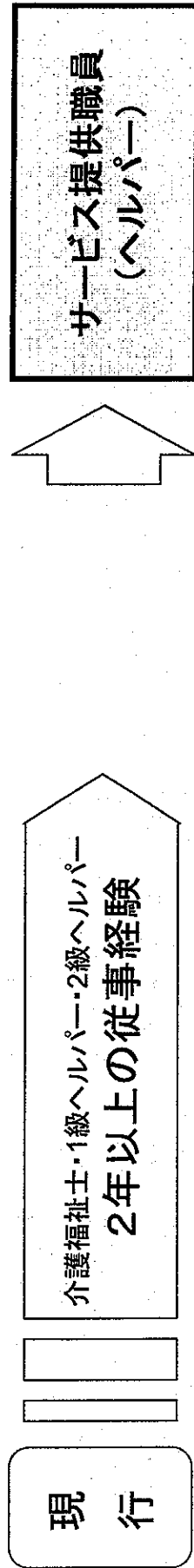
# サービス提供責任者の経過措置について



※1 サービス提供責任者の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む

# サービス提供者(ヘルパー)の経過措置について



※1 サービス提供職員の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了したものを含む

# 研修実施上の留意事項と暫定措置

## 【留意事項】

本年10月において行動援護サービスの指定事業者が確保され地域格差が解消され、必要とする者への適切な利用がなされるよう、特に都道府県に対しては、研修の積極的な受講と研修事業の円滑な実施に配慮されるようお願いする

## 【暫定措置】

H18年度に限り都道府県が行動援護の研修を9月30日までに開催することが困難な場合においては、都道府県知事の判断により、下記の要件を満たす者については、H18年度中の行動援護研修の受講を条件として、行動援護を実施することを認めることとする。

下記の要件を満たす者とは、

- ① サービス提供責任者については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって、H18年9月30日時点において3年以上介護等の業務に従事した者、知的障害者、移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に「3年以上」従事した者
  - ② サービス提供職員については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務にH18年9月30日時点において「1年以上」従事した者をいう。
- ただし、報酬を30%減とする。

# 行動援護従業者養成研修

行動援護従業者  
養成中央セミナー

3年間を目的に開催

主催：のぞみの園

後援 厚生労働省

行動援護従業者  
養成研修

実施主体：都道府県

## 【受講対象者】

都道府県での行動援護従業者養成研修の演習（グループリーダー）を担う者を3名程度、また適宜必要と認める者

受講者数：約200名

（各都道府県複数名以上）

## 【受講対象者】

サービス提供責任者、サービス提供職員の要件を満たさない者

サービス提供責任者：従事期間3年以上5年未満の者

サービス提供職員：従事期間1年以上2年未満の者

要件を満たす者で研修受講の意欲のある者

# 行動援護従業者養成研修カリキュラム

日程	区分	科目	時間	備考
一日目	講義 ※	行動援護にかかる制度およびサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権と従事者の職業倫理に関する講義も含む
		行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義	二	
		行動援護の技術に関する講義	二	行動の予測と対応技術。アセスメントと個別支援計画も含む
二日目	演習	行動援護の事例検討	四	実際の行動援護事例による検討
		行動の理解の実際(及びロールプレイ)	三	行動障害の基礎と応用行動分析等による理解の実際と対応技術の習得
三日目		事例分析	四	モデルを使ったグループワークによる演習
		事例分析検討	三	演習結果の発表および講評
		計	二十	

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

## 「行動援護とは」

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(自立支援法第5条4)

※支援費制度において、平成17年4月より、知的障害者・児を対象に実施。

# 行動援護のサービス内容

## 3 行動援護について

### (1) サービス内容

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に對して、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある

#### ① 予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行うことなど

#### ② 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動けなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

#### ③ 身体介護的対応

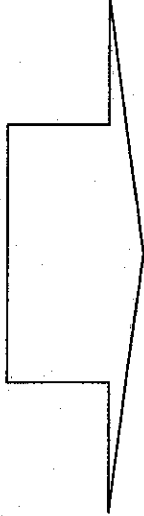
ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」  
(平成18年4月3日障発第0403003号部長通知(抄))

# 行動援護の対象者の基準

- 現行
    - ・ 行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する10項目(最高20点)中、評価合計10点以上を対象
- 
- H18年10月以降
    - ・ 障害程度区分3以上を対象
    - ・ かつ、行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目(最高24点)中、評価合計10点以上を対象

# 行動援護判定基準と認定調査項目

調査項目等	0点		1点		2点	
	ない	時々ある	時々、独自の方 法	時々、言葉以外 の方法	常に独自の 方法	意思表示 できない
本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	説明を理解できる					
言葉以外の手段を用いた説明理解(6-4-イ)	説明を理解できる					
食べられないものを口に入れる(7-ツ)	ない	時々ある	ある(週1回以上)		毎日	
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる(7-ノ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
突然走っていなくなるような突発的行動(7-ヒ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
過食・反すうなどの食事に関する行動(7-フ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上 換算せず		月1回以上		週1回以上	

# 今後の研修スケジュール等について

	前期	10月	後期
18年度		18年度中央セミナー	18年度都道府県研修 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     都府県研修では実施準備まで短期間であることから、中央セミナー講義部分の録画ビデオを9月を目処に配布予定。                 </div>
19年度	編集テキストの活用 <small>行動援護研修テキスト編集委員会</small>	19年度中央セミナー	19年度都道府県研修

# 重度訪問介護従業者養成研修 について

# 重度訪問介護従業者の資格要件

## ○ 現行(日常生活支援)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ニ) 従業者のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級・2級又は3級課程修了者
- ハ) 日常生活支援従業者養成研修修了者

## ○ H18年10月以降(重度訪問介護)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程の修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程の修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件(※1)

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- ニ) 重度訪問介護従業者養成研修修了者(※2)

※1 サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要なる知識及び技術の有すると認められた者についても従事することを可能とする。

※2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従業者養成研修を修了した者を含む。

「日常生活支援従業者養成研修」から  
「重度訪問介護従業者養成研修」への改編について

【日常生活支援従業者養成研修】

区分	科目	時間数
講義	身体障害者居宅介護等に関する講義	3
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	2
	家事援助の方法に関する講義	1
演習	医学等に関連する領域の基礎的な知識に関する講義	1
	全身性障害者の介護技術に関する演習	11
合計		20

【重度訪問介護従業者養成研修】

【基礎研修】

区分	科目	時間数
講義	重度身体障害者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護とコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
	計	10

【追加研修】

区分	科目	時間数
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	※ コミュニケーションの技術に関する講義	2
実習	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
	重度障害者の介護サービス提供現場での実習	3
	計	10

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

# 「重度訪問介護」とは

## ・自立支援法第5条第3項

(対象者) 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、

(内 容) 居宅における入浴、

排せつ 又は

食事の介護

その他の厚生労働省令で定める便宜 及び

外出時における移動中の介護を

総合的に供与すること。

## 重度訪問介護の利用者像

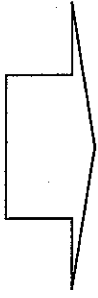
- 障害程度区分が区分4(要介護3程度)以上であって、下記のいずれにも該当する者
1. 二肢以上に麻痺があること
  2. 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

さらに、加算対象として



# 重度訪問介護加算対象者

1. +15%・・・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者

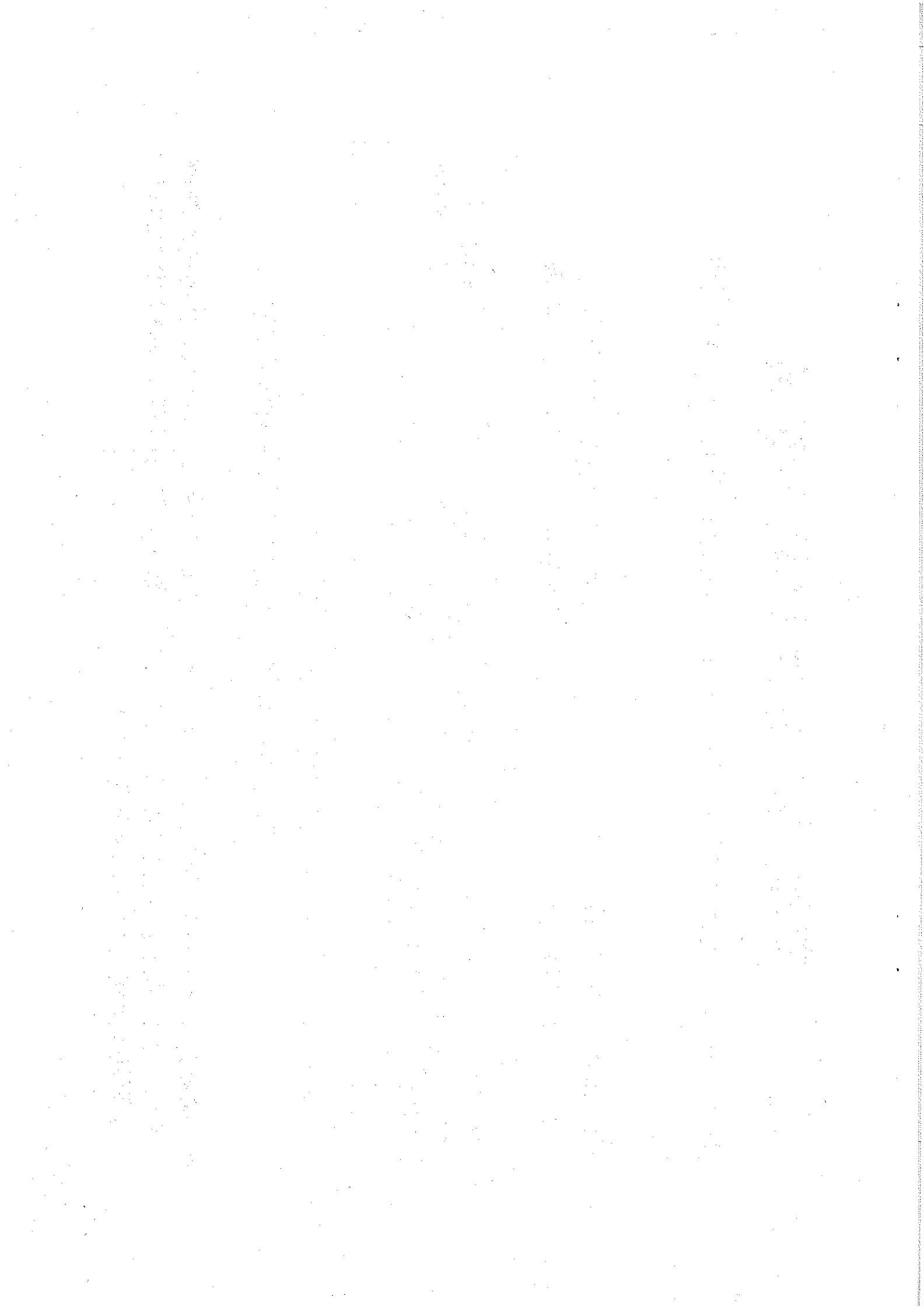


○ 障害程度区分が 区分6(要介護5程度) に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者

2. +7.5%・・・区分6(要介護5程度)の者で  
重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

※ 加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。



障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 6. 26	資料7

# サービス管理責任者研修について

(注) 資料内容については、今後の検討状況により変更があり得るものである。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

平成18年6月26日

## 「サービス管理責任者研修(指導者研修)」実施要領(案)

### 1 目的

都道府県が推薦する指導者候補者に対して、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの管理上必要となる講義及び演習を受講させることにより、都道府県が実施するサービス管理責任者研修の指導者を養成するものである。

2 受講期間 平成18年9月6日(水)～9月8日(金)(合計3日間)

3 研修会場 全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ  
(東京都新宿区戸山1-22-1 電話03-3204-3611)

4 受講定員 240人(各都道府県から分野別に各1名)

5 受講資格 各分野ごとに所定の実務経験を有する者であって、都道府県の推薦を受けた者

### 6 研修内容

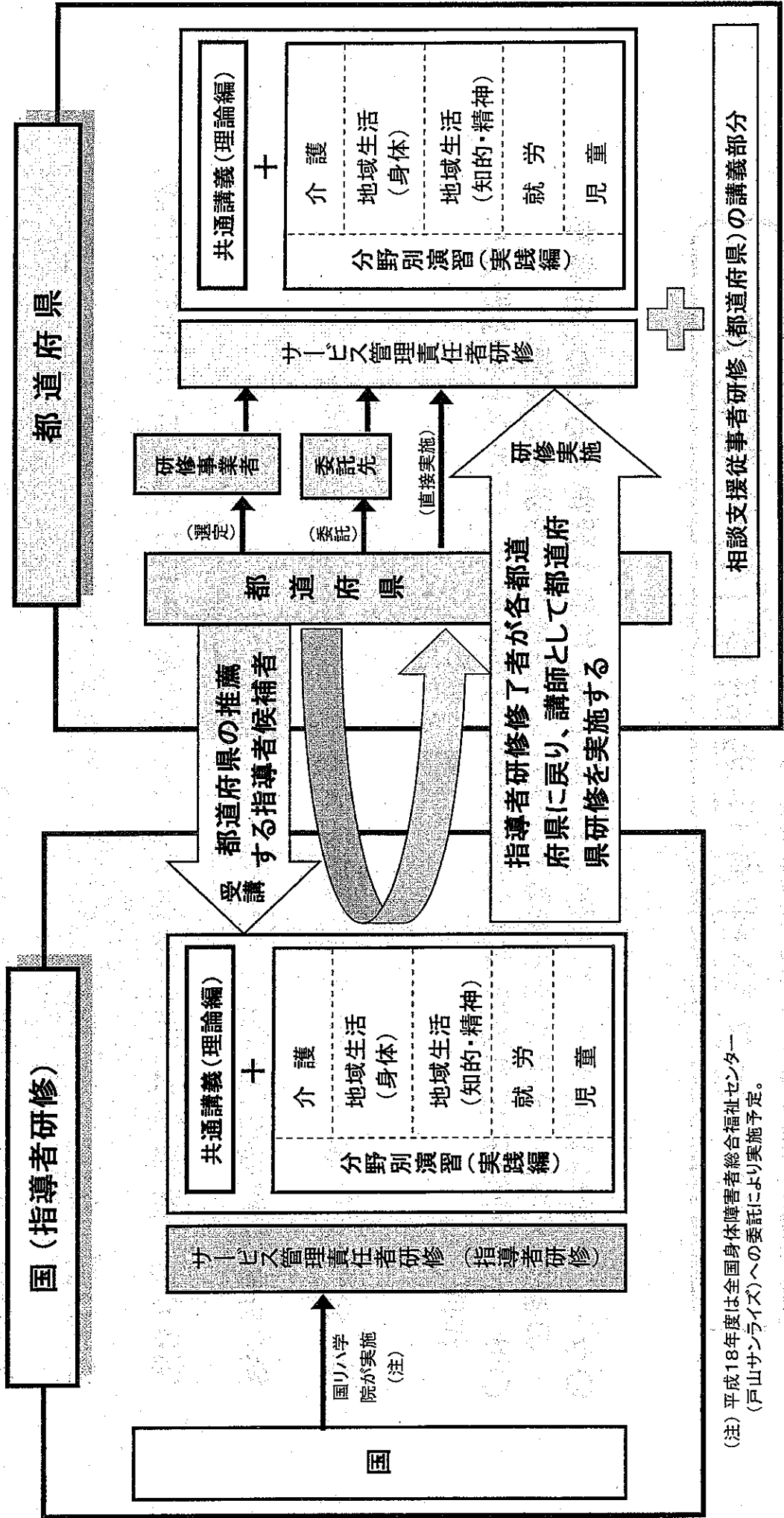
#### (1) 講義(理論研修)

- ・「障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割」(2時間)
- ・「サービス提供のプロセスと管理」(2時間)
- ・「サービス提供者と関係機関の連携」(2時間)
- ・「分野別のアセスメントとモニタリングの実際(分野別講義)」(3時間)

#### (2) 演習(実践研修)

- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究①(アセスメント編)」
- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究②(個別支援計画編)」
- ・「サービス内容のチェックとマネジメントの実際(事例検討会)」

# 「サービス管理責任者研修」の全体イメージ



(注) 平成18年度は全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)への委託により実施予定。

## 「サービス管理責任者研修」の分野設定

- サービス管理責任者として必要な専門的知識と技術を習得するため、各事業の機能と特性に対応できる講義と演習により構成される研修を実施。
- サービス管理責任者を養成するため次の5分野を設定。(テキストも分野別に作成)

第1分野：介護 → (療養介護・生活介護 (施設入所支援に係るものを含む))

第2分野：地域生活(身体) → (機能訓練)

第3分野：地域生活(知的・精神) → (生活訓練・共同生活援助・共同生活介護)

第4分野：就労 → (就労移行支援・就労継続支援)

第5分野：児童 → (児童デイサービス)

# 「サービス管理責任者」の要件

## 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)。(注1,2)

## 研修の修了

新制度における「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講(注3,4)

「サービス管理責任者研修」を修了(注5)

「サービス管理責任者」として配置

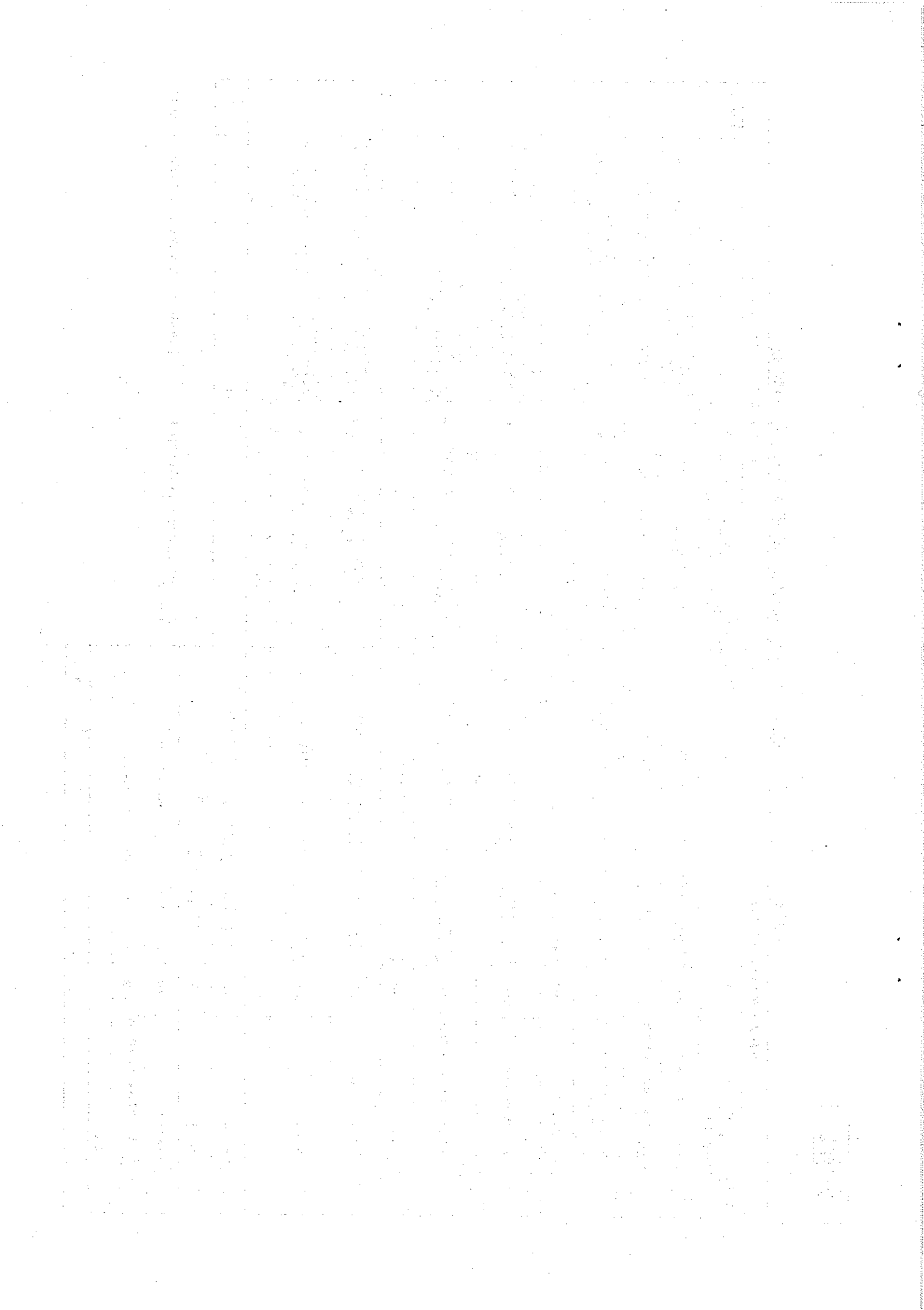
経過措置 平成18年10月~平成21年3月

実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月までの間に「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

- (注1) 実務経験については、「参考1」を参照。
- (注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「相談支援従事者研修(講義部分)」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。
- (注3) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分(「参考2」の2日間の部分)をいう。
- (注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものと見なす。
- (注5) 多機能型の運営に係るすべてのカリキュラム(分野別のカリキュラム)を修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

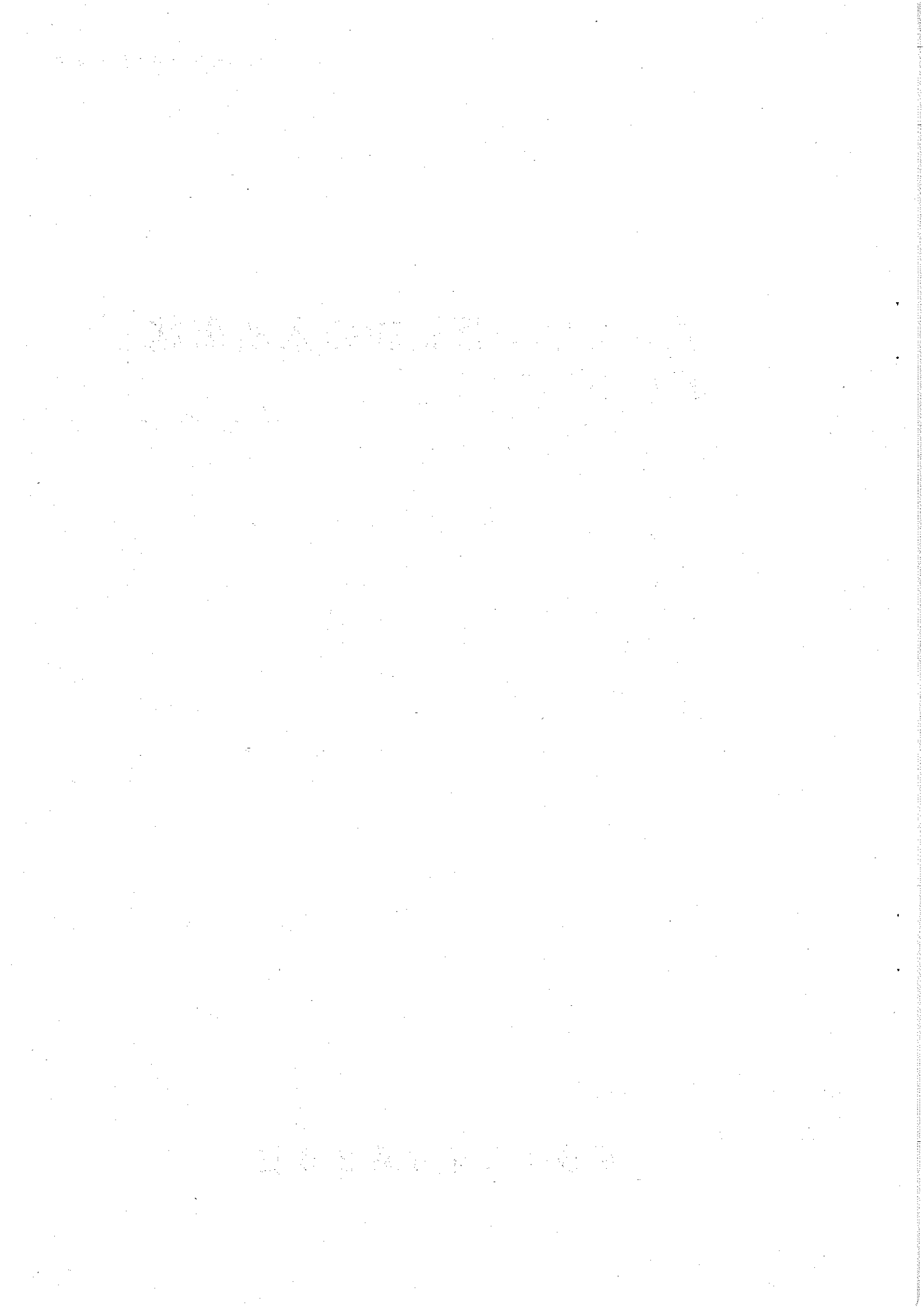






国立更生援護施設の入所事務  
等について

平成18年6月26日



## 1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の運営について

(1) 国立更生援護施設は、「身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、身体障害者のリハビリテーションに関する我が国の先駆的・指導的役割を果たすナショナルセンターとして、医療から職業訓練までの一貫したリハビリテーションを実施する」とともに「重複障害を有する最重度の知的障害児の保護及び指導」などを行い、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営している。

(2) 国立更生援護施設は、これまで支援費制度における都道府県の指定は必要としなかったが、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に位置づけられることから、今後、平成18年10月の新サービス体系への移行（経過措置なし）に向け、施設所在地の道県知事（北海道、栃木県、埼玉県、静岡県、兵庫県、福岡県、大分県）に対して障害者支援施設の指定手続きを行うこととなるので、特段のご配慮をお願いする（具体的に適用する施設障害福祉サービスは検討中）。

また、国立更生援護施設は、入所を希望する者の住所地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は44都道府県391市町村に及んでいるところであり、これら国立更生援護施設の利用者について、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画のサービス見込み量等に適切に反映されるようよろしく願います。

(3) 現在、国立更生援護施設へ入所する場合の手続きは、支援費制度における手続きと異なり市町村の意見書を受け、施設利用者との契約により利用しているところであるが、平成18年10月以降、施設利用者は、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなる。

また、利用者負担の決定事務についても、市町村において行うとともに、自立支援給付についても、市町村から給付を行うこととなるので管内市町村等関係機関に対して周知徹底方よろしく願います。

このため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、各国立更生援護施設から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村及び関係機関に対して、周知徹底方よろしく願います。

## 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、並びに、調査及び研究等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした法人である。

(2) のぞみの園は、入所を希望する者の居住地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は45都道府県270市町村に及んでいるところであり、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画においては、のぞみの園の入所者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量等について、当施設の利用者が適切に反映されるようよろしく願います。

(3) 平成18年10月以降において当施設へ入所する場合の手続きは、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき、「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなるので、関係市町村に対して周知方お願いしたい。

なお、のぞみの園においては、現在、新たな施設・事業体系の移行に向けての準備を進めているところであるが、当法人には事業者に関する経過措置がないため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、のぞみの園から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村関係機関に対して、周知徹底方よろしく願います。

# 1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	現行事業内容等	
<p>国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院)</p> <p>TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 <a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a></p> <p>我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として以下の事業等を実施。</p> <p>①身体障害者に対する総合的リハビリテーション ②リハビリテーション技術の研究と開発 ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修 ④リハビリテーションに関する情報の収集と提携 ⑤リハビリテーションに関する国際協力</p>	埼玉県 所沢市	<p>ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等に対し、職業、職能訓練の実施 定員 330名</p> <p>イ 理療教育課程 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名 ・中卒5年課程 定員 75名</p> <p>ウ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適應させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 20名</p>	
<p>国立 立 光 明 寮</p>	<p>国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 <a href="http://www.hakodate-nhb.go.jp/">http://www.hakodate-nhb.go.jp/</a></p>	北海道 函館市	<p>ア 理療教育課程 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名 ・中卒5年課程 定員 各センター75名</p> <p>イ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適應させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター10名</p>
	<p>国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 <a href="http://www.shiobara-nhb.go.jp/">http://www.shiobara-nhb.go.jp/</a></p>	栃木県 那須塩原市	
	<p>国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 <a href="http://www.kobe-nhb.go.jp/">http://www.kobe-nhb.go.jp/</a></p>	兵庫県 神戸市	
	<p>国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 <a href="http://www.fukuoka-nhb.go.jp/">http://www.fukuoka-nhb.go.jp/</a></p>	福岡県 福岡市	
<p>国立 立 保 養 所</p>	<p>国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 <a href="http://www.ito-nrh.go.jp/">http://www.ito-nrh.go.jp/</a></p>	静岡県 伊東市	<p>主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名</p>
	<p>国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 <a href="http://www.beppu-nrh.go.jp/">http://www.beppu-nrh.go.jp/</a></p>	大分県 別府市	
<p>国立 立 児 知 施 的 設 障</p>	<p>国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253 <a href="http://www.chichibu-gakuen.go.jp/">http://www.chichibu-gakuen.go.jp/</a></p>	埼玉県 所沢市	<p>知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施</p> <p>定員 125名</p>

## 2 国立更生援護施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	函館市	10
2		札幌市	9
3		旭川市	2
4		北見市	1
5		網走市	2
6		江別市	2
7		苫小牧市	2
8		釧路市	1
9		岩見沢市	1
10		千歳市	1
11		名寄市	1
12		芦別市	1
13		白老町	1
14		知内町	1
15		浜中町	1
16		北斗市	3
17		八雲町	2
18		上磯町	1
19		根室市	1
20		室蘭市	1
21		枝幸町	1
22		平取町	1
23	青森県	青森市	3
24		黒石市	1
25		十和田市	2
26		八戸市	2
27		板柳町	1
28		田子町	1
29		横浜町	1
30		五所川原市	1
31		階上町	1
32		東北町	1
33		六ヶ所村	1
34	岩手県	久慈市	2
35		盛岡市	2
36		陸前高田市	2
37		普代村	1
38		金ヶ崎町	1
39		滝沢村	1
40		二戸市	1
41		一関市	1
42		花巻市	1
43		矢巾町	1
44		宮古市	1
45	宮城県	仙台市	4
46		気仙沼市	3
47		東松島市	1
48		鳴子町	1
49		名取市	2
50		美里町	1
51		鳴瀬町	1
52		登米市	1
53	秋田県	秋田市	1
54		鹿角市	1
55		北秋田市	1
56		横手市	1
57		美郷町	1
58	大仙市	1	
59	山形県	天童市	1
60		南陽市	1
61	福島県	福島市	1
62		郡山市	1
63		いわき市	1
64		棚倉町	1
65		国見町	1
66		浅川町	1
67		二本松市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
68	福島県	東和町	1
69		郡山市	2
70		船引町	1
71	茨城県	塩川町	1
72		水戸市	1
73		土浦市	2
74		結城市	4
75		筑西市	3
76		日立市	3
77		桜川市	2
78		鹿嶋市	2
79		石岡市	1
80		牛久市	2
81		古河市	1
82		取手市	2
83		龍ヶ崎市	1
84		北茨城市	2
85		常陸大宮市	1
86		神栖町	1
87		下館市	1
88		茨城町	1
89	栃木県	宇都宮市	2
90		今市市	1
91		大田原市	1
92		足利市	1
93		佐野市	2
94		栃木市	1
95		那須塩原市	3
96		矢板市	1
97		芳賀町	1
98		益子町	1
99		河内町	1
100	大平町	2	
101	日光市	2	
102	真岡市	1	
103	群馬県	高崎市	4
104		伊勢崎市	2
105		桐生市	3
106		沼田市	1
107		前橋市	3
108		渋川市	3
109		富岡市	2
110		太田市	1
111		邑楽町	1
112		大泉町	1
113		安中市	1
114	榛東村	1	
115	吉岡町	1	
116	月夜野町	1	
117	埼玉県	さいたま市	12
118		ふじみ野市	1
119		羽生市	2
120		越谷市	3
121		狭山市	6
122		戸田市	1
123		坂戸市	1
124		三芳町	1
125		所沢市	15
126		小鹿野町	1
127		松伏町	1
128		富澤町	1
129		上尾市	4
130		朝霞市	1
131		東松山市	1
132		入間市	3
133		八潮市	1
134	飯能市	2	

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
135	埼玉県	北本市	2
136		嵐山町	1
137		蓮田市	2
138		富士見市	1
139		新座市	1
140		鳩山町	1
141		蕨市	1
142		川越市	4
143		川口市	6
144		川島町	1
145		草加市	1
146		秩父市	2
147		岡部町	1
148		吉田町	1
149		白岡町	1
150	日高市	1	
151	三郷市	1	
152	千葉県	千葉市	6
153		流山市	2
154		船橋市	4
155		柏市	3
156		野田市	2
157		市原市	1
158		成田市	1
159		旭市	2
160		袖ヶ浦市	2
161		印西市	1
162		鎌ヶ谷市	1
163		いすみ市	1
164		市川市	3
165		松戸市	2
166		木更津市	1
167	東京都	あきる野市	1
168		稲城市	1
169		葛飾区	6
170		江戸川区	3
171		江東区	4
172		渋谷区	2
173		荒川区	4
174		小平市	1
175		新宿区	3
176		杉並区	8
177		世田谷区	3
178		清瀬市	2
179		青梅市	2
180		足立区	2
181		台東区	2
182		練馬区	7
183		大田区	5
184		中野区	1
185		町田市	1
186		東久留米市	4
187		八王子市	1
188		東村山市	2
189		板橋区	4
190		豊島区	2
191		府中市	3
192		武蔵村山市	3
193		武蔵野市	2
194		文京区	2
195		北区	2
196		墨田区	3
197		立川市	3
198		狛江市	1
199		昭島市	1
200		日野市	1
201		多摩市	1
202	港区	1	
203	国分寺市	1	
204	西東京市	2	
205	調布市	1	
206	奥多摩町	1	
207	神奈川県	座間市	1
208		横浜市	4
209		城山町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
210	神奈川県	川崎市	3
211		相模原市	1
212		大和市	1
213	新潟県	厚木市	1
214		柏崎市	2
215		阿賀野市	1
216		新潟市	5
217		朝日村	1
218		長岡市	1
219		真野町	1
220		小須戸町	1
221		川西町	1
222	富山県	小矢部市	1
223		高岡市	1
224	石川県	金沢市	1
225	福井県	三国町	1
226		春江町	1
227		敦賀市	2
228	山梨県	富士河口湖町	1
229		山梨市	1
230		都留市	1
231	長野県	長野市	1
232		上田市	1
233		佐久市	1
234	岐阜県	岐阜市	2
235		岐阜町	1
236		下呂市	1
237	静岡県	静岡市	4
238		伊東市	1
239		沼津市	6
240		焼津市	1
241		島田市	2
242		熱海市	1
243		函南町	2
244		浜松市	2
245		袋井市	1
246		浜北市	1
247	菊川市	1	
248	愛知県	名古屋市	8
249		清須市	1
250		愛西市	1
251		春日井市	1
252		津島市	1
253		稲沢市	1
254		北名古屋市	1
255		一宮市	1
256		田原市	1
257		西尾市	2
258		桑名市	1
259		伊勢市	1
260		南伊勢町	1
261	滋賀県	甲良町	1
262		愛荘町	1
263		守山市	1
264		長浜市	1
265	京都府	福知山市	1
266		亀岡市	1
267		舞鶴市	1
268		久御山町	1
269		八幡市	1
270		綾部市	1
271	大阪府	東大阪市	1
272		島本町	1
273		大阪市	4
274		柏原市	1
275		茨木市	3
276	兵庫県	神戸市	17
277		明石市	7
278		小野市	1
279		西宮市	3
280		姫路市	5
281		芦屋市	1
282		三木市	1
283		丹波市	2
284		加古川市	3

	出身都道府県	出身市町村	利用者数	
285	兵庫県	高砂市	1	
286		尼崎市	3	
287		宍粟市	1	
288		多可町	1	
289		上郡町	1	
290		淡路市	1	
291	奈良県	奈良市	1	
292	鳥取県	鳥取市	1	
293	島根県	松江市	1	
294	広島県	広島市	1	
295		東広島市	2	
296		呉市	2	
297	山口県	下関市	1	
298		防府市	1	
299		美祢市	1	
300		徳島県	徳島市	1
301		阿南市	2	
302		勝浦町	1	
303	香川県	観音寺市	1	
304	愛媛県	伊予市	1	
305		松山市	2	
306		東温市	1	
307		今治市	1	
308	高知県	安芸市	1	
309		高知市	1	
310	福岡県	鞍手町	2	
311		宇美町	1	
312		うきは市	1	
313		金田町	1	
314		古賀市	2	
315		行橋市	1	
316		香春町	1	
317		志免町	1	
318		前原市	1	
319		大牟田市	2	
320		直方市	1	
321		粕屋町	1	
322		福岡市	23	
323		北九州市	8	
324		久留米市	2	
325		筑紫野市	1	
326		川崎町	1	
327		大刀洗町	1	
328		宗像市	1	
329		みやこ町	1	
330		田川市	2	
331		飯塚市	5	
332		大任町	1	
333		柳川市	1	
334		八女市	1	
335		福津市	1	
336		佐賀県	基山町	1
337			鳥栖市	2
338			唐津市	1
339			有田町	1
340	佐賀市		1	
341	肥前町		1	
342	嬉野市		1	
343	みやき町		2	
344	長崎県		佐世保市	4
345		苓崎市	2	
346		加津佐町	2	
347		西海市	1	
348		対馬市	1	
349		長崎市	3	
350		諫早市	3	
351		北有馬町	1	
352		佐々町	1	
353		大村市	1	
354	玉之浦町	1		
355	熊本県	錦町	1	
356		熊本市	2	
357		山鹿市	1	
358		山都町	1	
359		小国町	1	

	出身都道府県	出身市町村	利用者数	
360	熊本県	相良村	1	
361		南小国町	1	
362		水上村	1	
363		益城町	1	
364		蘇陽町	1	
365		天草市	1	
366		合志市	1	
367		大分県	宇佐市	2
368			大分市	3
369			別府市	1
370	日田市		1	
371	由布市		1	
372	豊後大野市		1	
373	国東市		1	
374	津久見市		1	
375	宮崎県	宮崎市	2	
376		延岡市	2	
377		都城市	1	
378		日南市	2	
379		西都市	1	
380	鹿児島県	鹿児島市	4	
381		鹿屋市	1	
382		出水市	1	
383		大崎町	1	
384		枕崎市	1	
385		奄美市	1	
386		沖縄県	宜野湾市	2
387	那覇市		4	
388	宮古島市		1	
389	上野村		1	
390	佐敷町		1	
391	南城市		2	

合計 44都道府県 391市町村

### 3 独立行政法人のぞみの園施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	士幌町	1
2		釧路市	1
3		苫小牧市	1
4		札幌市	1
5		稚内市	1
6		北見市	1
7		江差市	1
8		伊達市	1
9		帯広市	1
10	岩手県	奥州市	1
11		大槌町	1
12		花巻市	1
13		北上市	1
14		一関市	1
15	宮城県	仙台市	1
16	秋田県	秋田市	1
17		五城目町	1
18	山形県	山形市	1
19		飯豊町	1
20		三川町	1
21		長井市	1
22	福島県	郡山市	2
23		相馬町	1
24		西郷村	1
25	茨城県	結城市	1
26		日立市	2
27		伊奈町	1
28		土浦市	2
29		水戸市	3
30		筑西市	3
31		常陸太田市	1
32		高萩市	1
33		古河市	1
34		栃木県	宇都宮市
35	栃木市		1
36	鹿沼市		1
37	足利市		2
38	小山市		2
39	岩舟町		1
40	大平町		1
41	河内町		2
42	那須町		1
43	大田原市		1
44	塩谷町		1
45	群馬県	渋川市	1
46		伊勢崎市	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
47	群馬県	前橋市	8
48		下仁田町	1
49		榛名町	2
50		玉村町	1
51		高崎市	20
52		安中市	2
53		みどり市	1
54		太田市	3
55		東吾妻町	1
56		神流町	2
57		甘楽町	2
58		藤岡市	1
59		中之条町	1
60	富岡市	3	
61	埼玉県	さいたま市	6
62		川口市	3
63		三芳町	1
64		熊谷市	1
65		川越市	2
66		宮代町	1
67		草加市	2
68		寄居町	1
69		狭山市	1
70		東松山市	1
71		吉川市	1
72		羽生市	2
73		鳩山町	1
74		坂戸市	1
75		ふじみ野市	1
76		小川町	2
77		深谷市	2
78		幸手市	1
79	鴻巣市	1	
80	春日部市	2	
81	上尾市	1	
82	入間市	2	
83	所沢市	1	
84	吉見町	1	
85	皆野町	1	
86	北本市	1	
87	三郷市	1	
88	東京都	港区	1
89		新宿区	2
90		文京区	1
91		台東区	2
92		墨田区	2

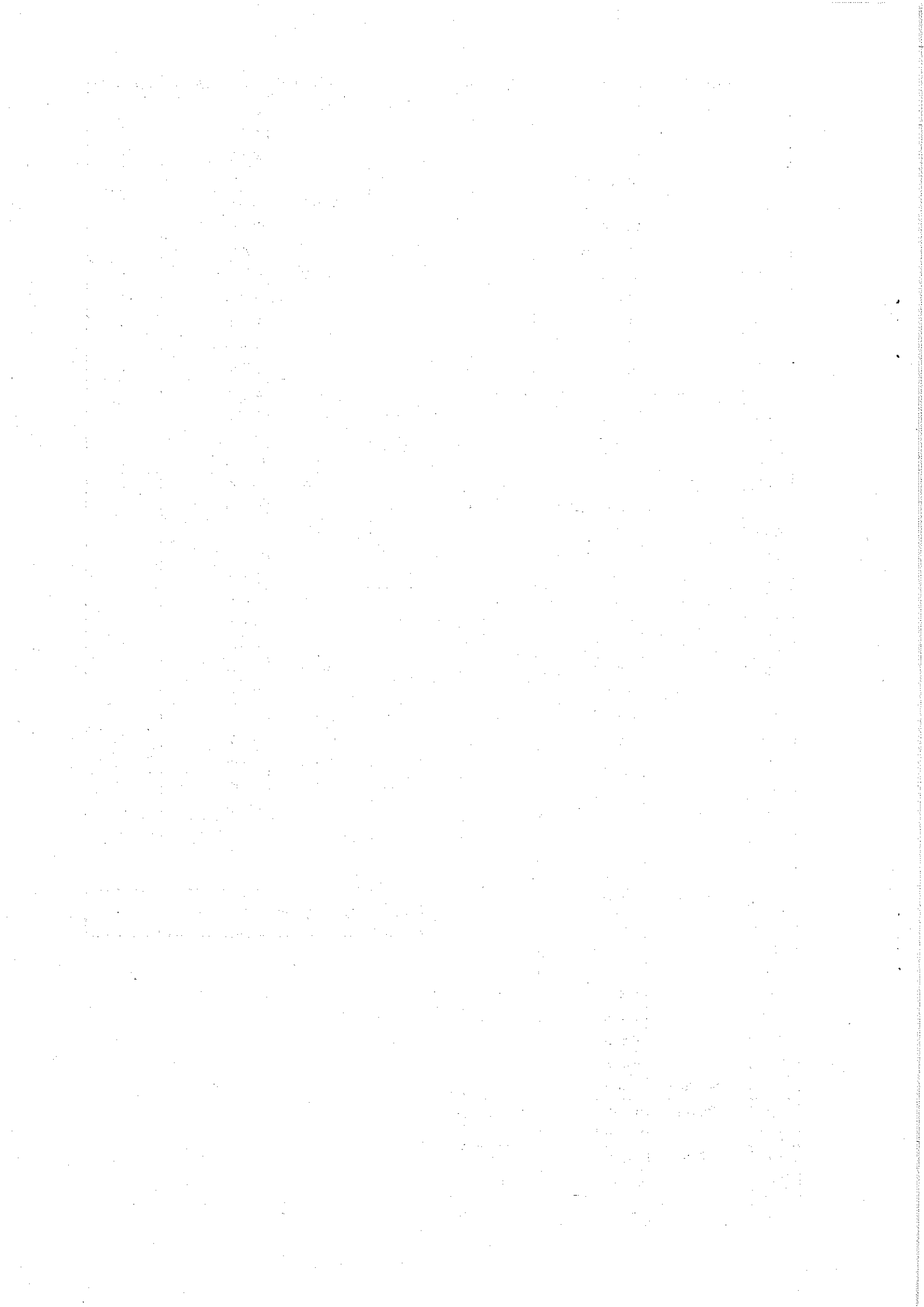
	出身都道府県	出身市町村	利用者数
93	東京都	江東区	2
94		品川区	3
95		目黒区	3
96		大田区	3
97		世田谷区	5
98		渋谷区	1
99		杉並区	2
100		豊島区	4
101		北区	5
102		荒川区	3
103		板橋区	4
104		練馬区	8
105		足立区	7
106		葛飾区	4
107		江戸川区	6
108		八王子市	3
109		立川市	1
110		武蔵野市	2
111		三鷹市	4
112		青梅市	2
113		府中市	1
114		昭島市	2
115	調布市	1	
116	小金井市	2	
117	日野市	1	
118	東村山市	1	
119	国分寺市	2	
120	東大和市	1	
121	東久留米市	3	
122	瑞穂町	1	
123	千葉県	船橋市	6
124		八千代市	3
125		浦安市	2
126		野田市	1
127		松戸市	2
128		市川市	6
129		匝瑳市	1
130		白子町	1
131		鴨川市	1
132		佐倉市	2
133		銚子市	2
134		南房総市	1
135		睦沢町	1
136		いすみ市	1
137		館山市	1
138		柏市	3
139		白井市	1
140		八街市	1
141		千葉市	9

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
142	神奈川県	相模原市	5
143		南足柄市	1
144		小田原市	2
145		平塚市	1
146		川崎市	4
147		城山町	1
148		大和市	1
149		横須賀市	1
150		座間市	1
151		秦野市	1
152		厚木市	2
153		藤沢市	2
154		横浜市	12
155		新潟県	小千谷市
156	阿賀町		1
157	南魚沼市		3
158	栃尾市		1
159	佐渡市		1
160	川口町		2
161	田上町		1
162	魚沼市		1
163	長岡市		7
164	三条市		3
165	柏崎市	1	
166	新潟市	2	
167	燕市	1	
168	富山県	富山市	2
169		滑川市	2
170		入善町	1
171	石川県	金沢市	2
172		加賀市	1
173		七尾市	1
174	福井県	鯖江市	1
175	山梨県	甲府市	3
176		南部町	1
177		甲斐市	1
178		北杜市	1
179		大月市	1
180		増穂町	1
181	長野県	長野市	5
182		北相木村	1
183		佐久市	2
184		小諸市	1
185		上田市	1
186		南牧村	1
187	岐阜県	恵那市	1
188		郡上市	1
189		東白川村	1
190		岐阜市	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
191	岐阜県	多治見市	1
192	静岡県	三島市	2
193		静岡市	2
194		伊豆の国市	1
195		川根本町	1
196		藤枝市	1
197		裾野市	1
198		浜松町	1
199		湖西市	1
200		掛川市	1
201		沼津市	1
202		森町	1
203		愛知県	小牧市
204	一宮市		2
205	豊橋市		1
206	弥富町		1
207	一色町		1
208	名古屋市		6
209	瀬戸市		2
210	阿久比町		1
211	豊田市		1
212	三重県		御浜町
213		伊勢市	1
214	滋賀県	東近江市	1
215		彦根市	1
216	京都府	亀岡市	1
217		福知山市	1
218		京都市	1
219		精華町	1
220		綾部市	1
221		大阪府	守口市
222	高槻市		1
223	大阪市		2
224	八尾市		1
225	兵庫県	播磨町	1
226		宝塚市	1
227		神戸市	4
228		西宮市	1
229		豊岡市	3
230		相生市	1
231		加東市	1
232		赤穂市	2
233	奈良県	天川村	1
234	和歌山県	和歌山市	1
235		紀の川市	1
236	鳥取県	八頭町	1
237		琴浦町	1
238		鳥取市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
239	島根県	益田市	1
240		出雲市	2
241		雲南市	2
242		松江市	1
243	岡山県	岡山市	1
244		瀬戸町	1
245		倉敷市	1
246	広島県	廿日市市	1
247		広島市	4
248		尾道市	1
249		北広島町	1
250		三原市	1
251	山口県	岩国市	1
252		長門市	1
253		周南市	1
254	徳島県	阿南市	1
255	香川県	小豆島市	1
256		丸亀市	2
257	愛媛県	今治市	1
258		伊方町	1
259		松山市	1
260	高知県	高知市	1
261		土佐町	1
262		土佐市	1
263	福岡県	北九州市	2
264		大牟田市	1
265	佐賀県	小城市	1
266	熊本県	山鹿市	1
267	大分県	大分市	2
268	宮崎県	高鍋町	1
269		宮崎市	3
270	鹿児島県	いちき串木野市	1

合計 45都道府県 270市町村



# 障害児施設の契約等について

## 目次

- |   |                       |      |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 措置と契約の取扱いについて         | P 2  |
| 2 | 実施主体の考え方について          | P 3  |
| 3 | 支給決定における整理事項について      | P 5  |
| 4 | 障害児施設関係の今後のスケジュールについて | P 10 |
| 5 | 児童デイサービスについて          | P 11 |

・参考 平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価(案)

## 1 措置と契約の取扱いについて

### 障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

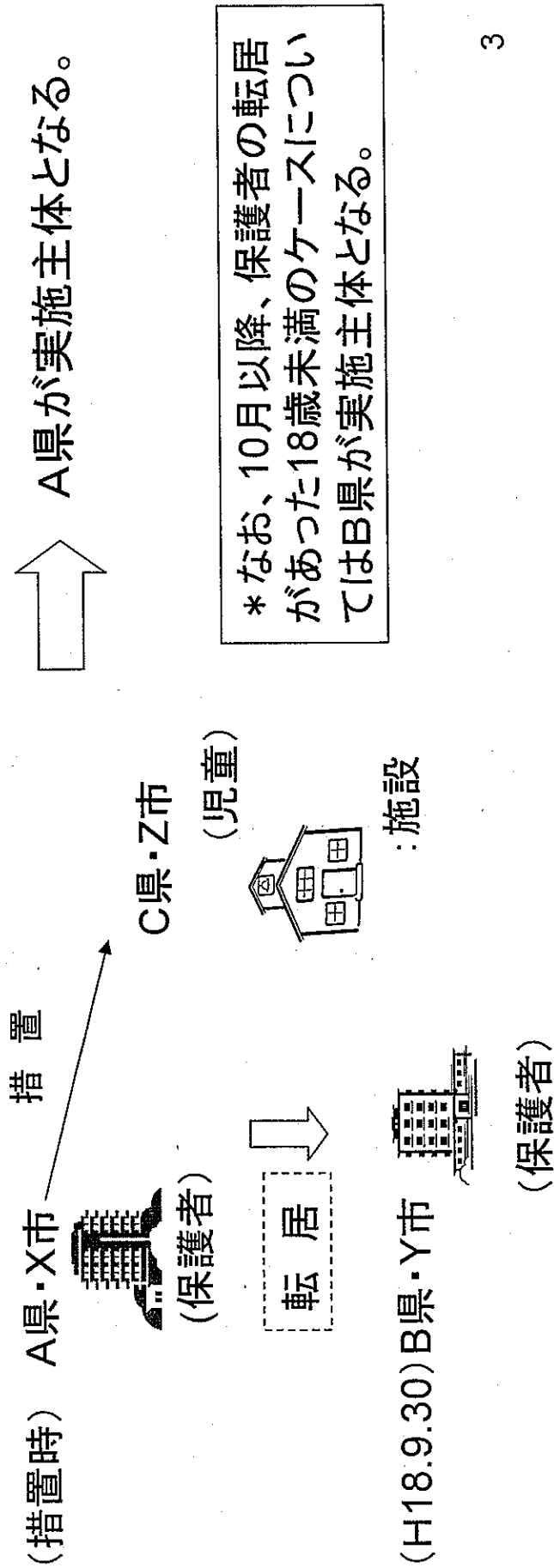
原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

## 2 実施主体の考え方について

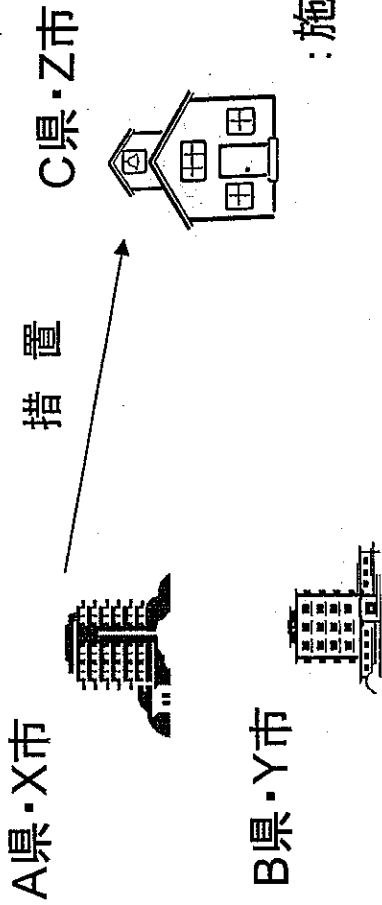
障害児施設給付費における給付の実施者について

- ・ 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。



重症心身障害児施設等が療養介護事業に移行した場合の  
給付の実施者について

- ・ 現在入所している加齢児を対象に  
考えると、入所前に居住していた市  
町村が給付の実施者になる。



保 護 者	児 童 の 住 民 票	給 付 の 実 施 者
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市	
B県Y市に転居	B県Y市	
	C県Z市(転居時に異動)	
	C県Z市(入所時に異動)	

### 3 支給決定における整理事項について

#### 支給決定するサービスの種類

障害児施設給付費	
・指定知的障害児施設支援	・指定肢体不自由児療護施設支援
・指定第1種自閉症児施設支援	・指定肢体不自由児通園施設支援
・指定第2種自閉症児施設支援	・指定重症心身障害児施設支援
・指定知的障害児通園施設支援	・指定医療機関(肢体不自由児)
・指定盲児施設支援	・指定医療機関(重症心身障害児)
・指定ろうあ児施設支援	
・指定難聴幼児通園施設支援	
・指定肢体不自由児施設支援(入所)	
・指定肢体不自由児施設支援(通所)	

(※)障害児は障害程度区分の認定を行わない。

障害児施設における支給決定の有効期間の取扱い

- ・ 支給決定の有効期間は原則として最長3年とする。
- ・ ただし、通所施設にあっては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定有効期間を最長1年間とする。

障害児施設給付費 受給者支給決定内容整理表

施設種別(入所)	支給決定する内容					
	幼児(乳幼児)加算	重度加算	強度行動障害加算	重度重複加算	自活訓練加算	
知的障害児施設	×	○	○	○	○	
第1種自閉症施設	×	○	×	○	○	
第2種自閉症施設	×	○	○	○	○	
盲児施設	○	○		○		
ろうあ児施設	○	○		○		
肢体不自由児施設(入所部)	○	○		○		
肢体不自由児療護施設	×	○	×	○	×	
指定医療機関(肢体不自由児)	○	○		○		
知的障害児通園施設	○	×		×		

障害児施設支援における支給決定の有効期間

施設種別(入所)	支給決定の有効期間		施設種別(通所)	支給決定の有効期間	
	最短	最長		最短	最長
知的障害児施設	1か月	3年	知的障害児通園施設	1か月	1年
第1種自閉症施設			難聴幼児通園施設		
第2種自閉症施設			肢体不自由児施設 (通所部)		
盲児施設			肢体不自由児通園施設		
ろうあ児施設	1か月	3年	取扱いの考え方		
肢体不自由児施設 (入所部)			支給決定の有効期間は、障害者自立支援法並びの期間とする。 利用児の利用日数については、「者」に準ずる。		
肢体不自由児療護施設					
重症心身障害児施設					
指定医療機関 (肢体不自由児)					
指定医療機関 (重症心身障害児)	8				